

大田区産後ケア事業のご案内

大田区では平成 30 年 10 月から、すこやか赤ちゃん訪問を受けた方で区が必要と認める方に対して、産後ケア事業を実施します。

《対象者》申請時点で産後4か月未満の母子で下記の全てにあてはまる方

- 1 大田区に住民登録している方
- 2 育児に不安がある方
- 3 産後において家族等の援助が得られにくい方



《内容》

- ・産後における母体管理及び生活面の指導
- ・乳房管理及び乳房ケア
- ・乳児のケアや授乳方法等の育児指導

※利用回数：1 回の出産に 1 回限り

利用料金：1,000 円(非課税世帯の方は減免あり)

利用時間：月曜～金曜の 9 時～17 時 (祝日及び 12/29～1/3 を除く)
のうち 30 分以上 1 時間以内

申請方法・・・お住まいを管轄する地域健康課へ電話

申請期間・・・赤ちゃん訪問終了後、産後4か月未満まで

申請の流れ・・・裏面をご確認ください。

【利用申込・申請窓口】

大森地域健康課	大田区大森西 1-12-1	電話 5764-0662
調布地域健康課	大田区雪谷大塚町 4-6	電話 3726-4147
蒲田地域健康課	大田区蒲田本町 2-1-1	電話 5713-1702
糎谷・羽田地域健康課	大田区東糎谷 1-21-15	電話 3743-4163

産後ケア事業申請の流れ

利用申込 各地域健康課に電話



申請 世帯全員の住民税課税（非課税）証明書を添えて申請書を提出
（※電話による申請も可能）



決定 産後ケア事業利用承認通知書及び委託助産師・助産院の名簿が自宅に郵送。



予約 名簿に記載されている助産師または助産院に電話で利用日時を予約。



利用日 助産師または助産院に利用者負担金を支払う。

注意：助産師訪問利用の方でキャンセルまたは利用日時の変更をするときは、利用日の前日の午後3時までに助産師に連絡をしてください。

連絡がない場合は、利用者負担金を助産師に支払っていただきます。